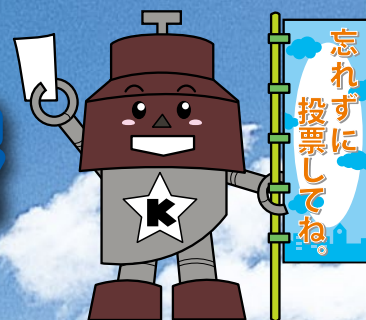


投票に行こう！ 自分たちの街の将来を決める

5月19日(日) 川口市長選挙



川口市マスコット「きゅぼらん」

一人ひとりの1票が、私たちの暮らしにかかわってきます。
あなたの1票を大切にしましょう。

投票日	5月19日(日)
告示日	5月12日(日)
選挙人名簿登録資格	年齢要件…20歳以上 平成5年5月20日までに生まれたかた 住所要件…3ヵ月以上 平成25年2月11日までに転入届を出されたかた
期日前投票	5月13日(月)から5月18日(土)まで
郵便等投票請求期限	5月15日(水)17:00まで
選挙人名簿の縦覧	日時…5月12日(日) 8:30~17:00 場所…川口市役所5階 選挙管理委員会事務局

投票できるかた

日本国民で次の①と②の要件の両方を満たすかた

① **年齢要件** 平成5年5月20日までに生まれたかた

② **住所要件** 平成25年2月11日までに川口市に転入届を出し、引き続き3ヵ月以上お住まいのかた（投票するまでに、川口市外に転出したかたは投票できません）

※平成25年5月1日以降に、市内から市内への転居届を出したかたは、転居する前の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、同一世帯の分を世帯主のお名前ですべて、告示日翌日の5月13日から、封筒で郵



送されます。封筒の色はみどり色です。

中には「投票所名と案内図」が記載された1人1枚の入場整理券が入っていますので、ご確認ください。また、同封のチラシに「投票のしかた」などの説明がありますのでよくお読みください。

この入場整理券は、投票が円滑に行えるようにするためのものです。投票用紙の引換券ではありません。入場整理券を紛失したときや、届かない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせいただくか、投票所の係員にお申し出ください。

代理投票

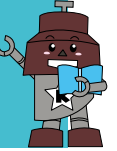
体の不自由なかたや、けがなどにより、投票用紙に自ら候補者の氏名を書くことができないかたは、投票所の係員にお申し出ください。係員が候補者の氏名を代筆します。

書かれた内容について、ほかの人に漏れる心配はありませんので、安心してお申し出ください。

点字投票

目の不自由なかたは、点字で投票することができます。点字器と点字用の投票用紙、点字の候補者氏名一覧が用意してありますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票



仕事や冠婚葬祭の予定があるかた、レジャーなどで投票日に入場整理券に記載された投票所に行けないかた、病気や妊娠などの理由で歩行が困難なかたなど、一定の事由に該当すると見込まれれば、投票日の前に期日前投票ができます。

期日前投票は住所にかかわらずなく、表1のどこでも投票できます。

投票所入場整理券裏面の期日前投票宣誓書に住所、氏名などを記入し、持参してください。(届いていない場合や紛失したときは投票所係員にお申し出ください。)なお、期日前投票所にも宣誓書はありません。

期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書		投票区
(フリガナ) 氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
選挙人名簿に記載されている住所 川口市		
期日前(不在者)投票事由	1号事由 仕事等	職務又は業務(仕事・学業・地域行事の役員・家事)冠婚葬祭(本人または親族・仲人・司会・手伝い等)
(あてはまるものを○で囲んでください)	2号事由 旅行等	投票区外に 旅行・帰省・外出・滞在 冠婚葬祭出席(友人・知人等)
	3号事由 病気等	病気・負傷・出産・身体障害(の為に歩行が困難)
私は、投票日当日、上記の事由に該当する見込みであることを宣誓し、併せて投票用紙の交付を請求します。 平成 年 月 日 (あて先) 期日前投票所投票管理者 川口市選挙管理委員会委員長 (代理)		

投票所入場整理券裏面

期日前(不在者)投票の概要 (表1)

期 間	5月13日(月)～5月18日(土)	
場 所 ・ 時 間	市役所本庁舎	8:30～20:00
	川口駅前行政センター・鳩ヶ谷庁舎	10:00～20:00
	支所(芝・新郷・神根)・公民館(安行・戸塚)	10:00～17:00
投 票 場 所		住 所
市役所本庁舎	5階大会議室(ただし、土曜日は1階ロビー)	青木2-1-1
川口駅前行政センター	キュポ・ラ本館棟4階行政センター内	川口1-1-1
鳩ヶ谷庁舎	1階エントランスホール	三ツ和1-14-3
芝支所	1階ロビー	芝6247
新郷支所	1階ロビー	東本郷994-1
神根支所	2階会議室	神戸6-1
安行公民館	1階ロビー	安行原2174
戸塚公民館	2階展示ホール	戸塚東3-7-1

入院などをしているかた

都道府県の指定する施設に入院(入所)されているかたで、投票日当日、歩行が困難である見込みのかたなどは、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

郵便による不在者投票

次の要件に該当するかたは、郵便などにより投票ができます。詳しく

は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。利用には、郵便等投票証明書が事前に必要です。なお、郵便等投票請求期限は5月15日(水)午後5時までです。

① 身体障害者手帳をお持ちのかた
両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級もしくは2級のかた。
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級もしくは3級のかた。

② 戦傷病者手帳をお持ちのかた
両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までのかた。

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた。
③ 介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた。

選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見、写真などを載せた『選挙公報』を、新聞折込でお届けします。また、新聞折込のほか市役所、支所、川口駅前行政センター、鳩ヶ谷庁舎、公民館、図書館、駅連絡室にも15日から設置します。また、選挙管理委員会のホームページにも掲載

開票

開票は即日開票で午後8時30分から行います。

投票・開票速報はこちらまで

・テレホンサービス **0180-994-525**

・パソコン用ホームページ
<http://www.kawaguchi-senkan.jp/>

・携帯電話用ホームページ
<http://www.kawaguchi-senkan.jp/m/>

・FAX サービス 受話器を上げて 003501 → 「プップップ」 → #2875006678362*1# → 「アナウンス」 → 受話器を戻す



パソコン用



携帯電話用

問い合わせ…選挙管理委員会事務局 ☎048-259-7941 FAX048-258-5877